

重度心身障がい者・ひとり親医療費 受給者証が変わります



受給者証変更に伴う差し替えのお願い

道の医療費助成事業の制度改正に伴い受給者番号等が変更となることから、現在お持ちの受給者証が、8月以降は使用できなくなります。差し替えの対象となる方には、8月1日から9月30日までの2カ月分の受給者証を7月末までに送付していますので、医療機関を受診する際にはお手元に届いた受給者証を提示してください。

ひとり親の受給者証が通院でも使用できるようになりました

ひとり親の父母の通院（歯科と調剤含む）については窓口で保険診療分を一旦負担していただき、後日、役場で払い戻していましたが、制度改正により8月1日からは北海道内の医療機関であれば受給者証を提示することにより、その場で助成が受けられるようになりました。

通院の月額限度額が変更になりました

住民税課税世帯の方の通院では、今まで月額限度額が14,000円でしたが、制度改正により8月1日から18,000円に変更になりました。

重度心身障がい者・ ひとり親家庭等 医療費受給者証の 申請について



受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。本年度の申請対象者には8月上旬に申請書を送付しますので、内容をご確認の上、申請してください。

■対象者（親権者または生計維持者の所得制限があります）

【重度心身障がい者】

- ①身体障害者手帳1級から3級（3級は内部障害に限る）をお持ちの方
- ②療育手帳A判定をお持ちの方
- ③精神保健福祉手帳1級か2級をお持ちの方 ※2級の方は入院のみ助成

【ひとり親家庭等】

- ①ひとり親家庭の18歳未満のお子さんとその父または母
 - ②両親の死亡や行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満のお子さん
- ※進学や未就労等により扶養されている場合は20歳未満

所得制限により非該当となった中学生以下のお子さんは「子ども医療費助成制度」の対象となります。

■助成後の医療費負担（保険診療分）

- ・中学生以下の子ども 無料
- ・住民税非課税世帯の方 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）のみ
- ・住民税課税世帯の方 総医療費の1割（月額限度額 入院57,600円、通院18,000円）

■申請期限

8月31日(金)まで 期限内に申請された方には、9月中に新しい受給者証をお送りします。

■申請先

役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

子ども医療費 受給者証の 更新について



受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。平成28年10月以降に申請された方については、9月末までに新しい受給者証を送付します。なお、中学生の方は有効期間が中学校卒業までとなっており、そのまま引き続き使用できることから、今回は送付しませんので受給者証を誤って破棄しないようご注意ください。

新たに受給者証を希望される方は役場町民課窓口または各支所、各連絡事務所で申請してください。

■申請先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所
問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

人権擁護委員の委嘱



地域の中で人権擁護に関する思想を広め、いじめや差別などの人権侵害が起きないように地域住民を見守り、人権問題の相談業務や啓発活動を行う人権擁護委員に、藤原優子さん(再任)が、7月1日に法務局から委嘱されました。

問合せ／町民生活担当(内線1211)

第21回

町民健康づくり パークゴルフ大会



町国民健康保険では、健康づくりのためパークゴルフ大会を開催します。
皆さんの参加をお待ちしています。

- 期 日 8月19日(日)
受付 午前8時30分から午前9時まで
※荒天時順延 9月9日(日)
- 会 場 別海町営パークゴルフ場
- 参加資格 別海町民
- 参 加 料 1名1,000円(昼食等を含む)
- 申込締切 8月14日(火)
- 問合せ・申込み 別海町営パークゴルフ場
(クラブハウス窓口) TEL75-1078

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

9月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)をご用意ください。

■くみ取り申込先 渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310 ※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。



問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)